添付法令資料 1:

モロッコにおける測量機器の検査に係る 2009 年 5 月 21 日付政令 第 $2 \cdot 05 \cdot 813$ 号(目次)

第1編 総則(第1条~第2条)

第2編 検査の実施(第3条~第29条)

第1章 型式の認定 (第5条~第10条)

第2章 第一次検査(第11条~第15条)

第3章 設置後検査(第16条~第19条)

第 4 章 定期検査 (第 20 条~第 28 条)

第5章 モニタリング (第29条)

第3編 測量機器の製造、修理及び設置を行う者の認定(第30条~第31条)

第4編 実験及び検査実施を行う機関の指定及び認定 (第32条~第36条)

第5編 国家で統一された尺度(第37条)

第6編 雑則 (第38条~第46条)

